

(第1面)



産業廃棄物処理計画書

2025年 6月 25 日

鳥取市長 様

提出者

住 所 鳥取市千代水 2—1 1 8
氏 名 株式会社N I P P O 鳥取統括事業所
所長 三輪 素理
電話番号 0857-28-7213

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	株式会社N I P P O 鳥取統括事業所
事 業 場 の 所 在 地	鳥取市千代水 2—1 1 8
計 画 期 間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	0 6 総合工事業
②事 業 の 規 模	元請完成工事高 30,258万円／2024年度
③従 業 員 数	3名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（1）一連の処理の工程のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(管理体制図)

鳥取統括所長

環境安全衛生管理者会議
廃棄物処理に関する検討

廃棄物処理方針の策定
出張所の廃棄物管理の策定
廃棄物処理に関する各種事項の
決定、承認

環境安全担当
廃棄物管理

廃棄物管理状況の把握と
改善策の検討
監督官庁への各種報告

社員・関連会社に対する教育・啓発

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（ 2024年度）実績】 別紙2のとおり

産業廃棄物の種類

排 出 量

t

t

(これまでに実施した取組)

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類

排 出 量

t

t

(今後実施する予定の取組)
上記現状の取り組みを継続する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
がれき類 (アスファルト破片)、がれき類 (コンクリート破片)、がれき類 (アスファルト破片・コンクリート破片以外)、がれき類 (石綿含有)、金属くず、廃プラスチック類、廃プラスチック類 (混合)、木くず、紙くず、汚泥等と他の廃棄物が混入しないように保管を実施。リサイクル処分を行う上で委託業者の適正処理を前提に分別収集を実施している。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
上記現状の取り組みを継続する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 別紙2のとおり

① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） アスファルト破片は、再生利用業者に処理委託し、アスファルト加熱混合物の骨材として利用している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 上記現状の取り組みを継続する。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 別紙2のとおり

① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 中間処理施設を保有していないため実施していない。		
②計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処理業者選定と委託契約締結にあたっては、事業所長（担当者）は処理委託予定業者を、事前に「産業廃棄物処理業者チェックリスト」に許可証の写し等を添付して、「産業廃棄物処理委託契約業者選定申請書」を支店環境安全品質保証Gに送付し、承認を受けてから「処理委託契約」を締結し、委託処理をしている		

② 計画	【目標】別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	上記現状の取り組みを継続する。		
※事務処理欄			

備考

1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

産業廃棄物の種類(名称)	④ 産業廃棄物の一連の処理の工程
がれき類 (アスファルト破片)	直接再生利用業者へ処理委託(中間処理)して、再生骨材・路盤材として再資源化
がれき類 (コンクリート破片)	直接再生利用業者へ処理委託(中間処理)して再生骨材・路盤材として再資源化
がれき類 (アスファルト破片・コンクリート破片以外)	直接処理委託(中間処理)後埋立処分
がれき類 (石綿含有)	直接埋立処分委託
金属くず	直接再生利用業者へ処理委託(中間処理)して、鉄鋼原(材)量として再資源化又は直接処理委託(中間処理)後埋立処分
廃プラスチック類	直接再生利用業者へ処理委託(中間処理)して、プラスチック原(材)料・燃料として資源化又は直接処理委託(中間処理)後埋立処分
廃プラスチック類(混合)	直接処理委託(中間処理)後埋立処分
木くず	直接再生利用業者へ処理委託(中間処理)して、燃料又はその原(材)料として再資源化又は直接処理委託(中間処理)後埋立処分
紙くず	直接再生利用業者に処理委託(中間処理)して、燃料又はその原(材)料として再資源化又は直接処理委託(中間処理)後埋立処分
汚泥	直接再生利用業者に処理委託(中間処理)して、改良土として再資源化又は直接処理委託(中間処理)後埋立処分
混合廃棄物(安定型)	直接埋立処分委託又は直接処理委託(中間処理)後埋立処分
ガラスくず・廃石膏ボード等	直接埋立処分委託
建設系混合廃棄物	直接埋立処分委託又は直接処理委託(中間処理)後埋立処分

單位:トン/年